

原子力災害対策本部長
安倍 晋三 様

避難指示解除に向けた必要施策に関する
要望書

平成29年1月12日

福島県双葉郡浪江町長 馬場 有



2011年3月11日の東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故発生のため、すべての浪江町民は全国各地への避難を余儀なくされたが、町民は皆、浪江町に帰還し、ふるさとの再生に着手する日を目指してきた。

町民全員の努力と、関係者のご協力により、震災から約6年の苦しい時を経て、浪江町内のインフラ等環境整備が進展し、ふるさとへの帰還が可能な状況が整いつつある。

他方、特例宿泊、準備宿泊の実施を経て、現時点における浪江町での生活は、今までにない数々の課題を乗り越えなければならないことが明らかとなった。

したがって、避難指示解除が実現した後でも、すべての町民の心が折れることなく、健やかに生活しながら、浪江町の本格的な復興を前進させることができるよう、政府による継続的かつきめ細やかな支援は不可欠である。

上記認識にたち、避難指示解除に向け実現すべき施策として、以下の点を要望する。浪江町の現状に即した国、県及び関係機関の適切な支援を期待する。

1. 除染等による線量低減の取り組み

以下に掲げる要望事項を中心とし、住民が安心を実感できるまで線量低減の取組を継続すること。

(1) 帰還困難区域を含む浪江町全域で年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を達成するための取組みを、実現するまで継続すること。

(2) 河川、森林等の線量低減を進めるため、効果的な手法を確立しつつ実証を継続し、町の環境回復につなげること。

(3) 放射線モニタリングの体制を強化すること。

(4) 「平成28年度浪江町除染検証委員会検証結果報告書」(別添1)における検証結果を踏まえ、今後対処すべき課題として指摘されている点につき、適切に対応すること。

2. 町民生活に直接影響する負担の軽減措置

町民の生活がいまだ安定せず、苦しい状況が継続していることを踏まえ、以下の要望を中心とした町民への生活支援策を継続・実施すること。

- (1) 住民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料の減免に対する減収補てんを継続すること。
- (2) 国民健康保険一部負担金、介護サービス利用者負担金、障がい福祉サービス負担金の免除、子ども医療費の助成を継続すること。
- (3) 福島県被災児童生徒等就園支援事業補助を継続すること。
- (4) 原発避難者特例法を継続すること
- (5) 高速道路の無料化を継続すること
- (6) 仮設住宅及び借り上げ住宅の供与期間を継続すること

3. 浪江町再建に向けた支援措置

浪江町の再建を目指す先駆者として町に帰還する町民を最大限支援するため、以下の要望を中心とした支援措置を実施すること。

- (1) 農地保全、試験栽培等を支援する営農再開支援事業を、農業事業者の再開意欲に応じて、避難指示解除後も当分の間継続すること
- (2) 担い手不足の中で新たな農業を目指すために中心的存在を担う専門家の派遣等、人的支援体制を整備すること
- (3) 効果的な有害鳥獣対策の手法を確立し町内で実証すること
- (4) 再開事業者を支援する「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」が、避難指示解除後に浪江町に進出を目指す企業にとって使いやすい制度とするよう工夫すること
- (5) イノベーションコースト構想に基づき設置された「ロボットテストフィールド」を核とした新たな産業の創出、関連企業等の誘致に国、県、町が協働する体制を構築すること
- (6) 医療・介護施設に対する適切な運営支援を行うこと。

(7) 避難指示解除後の様々な課題にきめ細やかに対応するため設立する「まちづくり会社」への財政的支援を行うこと

4. 帰還困難区域

帰還困難区域の避難指示解除が実現しないかぎり、真の帰町とはいえない。
よって以下の点につき、国、県の強力なイニシアティブにより施策を展開すること。

(1) 帰還困難区域の再生のため、浪江町が平成28年7月12日提出した要望
(別添2) に即し、適切な施策を展開すること

(2) 帰還困難区域再生の施策を実施するため、人員の体制強化を検討すること

5. その他

復興の歩みの中で、新たに起こる課題やニーズについて迅速かつ丁寧に対応できるよう、国、県を含む万全の体制を構築すること。

(以上)

別添1

「平成28年度浪江町除染検証委員会検証結果報告書」(抜粋)

(継続して効果的対策を講ずるべき事項)

①放射線に対する不安対策

- ・ 浪江町の長期的目標である、「個人が受ける追加の被ばく線量が年間1mSv 以下」を達成するため、国、県、町が一体となり、除染等による線量低減の取組みを継続するとともに、長期的な放射線への監視体制、食品・飲料水のモニタリングを実施すること。
- ・ 町内における放射線の状況をいつでも住民が把握できるよう、情報システムを構築すること。
- ・ 除染廃棄物の仮置き場が適正に管理されていることを確認し、周辺住民自身が安心して生活ができるよう、仮置き場及び周辺の平均空間線量率等のデータを継続的に取得しながら、常時公表すること。

②河川、水源等に関する対策

1)生活圏と隣接する水路の対策

- ・ 生活圏内水路の除染は、平成 29 年 3 月までに作業を終える予定となっているが、除染作業後に、洪水等によって放射性物質を含む堆積物が再度蓄積する懸念がある。そのため、定期的にモニタリングを行い、国、県、町で情報共有し、住民の不安解消に向け速やかに対応すること。

2)河川・河川敷対策

- ・ 河川・河川敷は、現在様々な実施機関において、河岸、底質、水質の調査を定期的に行っている。この調査については、住民ニーズに即して実施することが重要であるため、町は実施機関と、調査の頻度、実施する地点数等について十分に協議した上で実施の方針を決定すること。また、調査によって得られた情報は住民に分かりやすく発信すること。
- ・ 河川敷は、土砂の流入の仕方によって放射性セシウムの蓄積状況が変わるもの、現状、環境省では堤防や人の立ち入ることができる河川敷について可能な限り除染を行っている。一方、委員会による検証作業の中で、人が立ち入るような河川敷においても、比較的線量の高い場所が確認されたため、そのような箇所については除染を行い、出来る限り線量低減を図ること。

- ・ 事業再開の計画がある請戸川のやな場については、町民及び町外からの観光客が安心して訪れることが出来るよう除染等を実施すること。

3)大柿ダム等農業用水への対策

- ・ 台風等の大雨により濁度が高くなっている時に、大柿ダムの水から放射性セシウムが検出されたことがあるなど、多くの町民が湖底に堆積している土砂への不安を抱いていることから、放射性セシウム濃度と相関が高い濁度をリアルタイムで遠方監視できるシステムを早期導入するとともに監視結果等について継続的に検証を行うこと。
- ・ 農業用水と農作物間の放射性物質の移行の関係について、国、県、町は、町民へ分かりやすい説明会を開催すること。
- ・ ため池が干上がって底質の飛散が起こらないように、ため池に水が張られている状態にすること。また、ため池が干上がり周辺住民が立ち入るような生活圏の一部となっている場所については、早期に除染等の対策を実施すること。

③森林対策

- ・ 住環境に隣接する森林については、森林から住環境への放射線の影響を可能な限り回避するよう、宅地周辺の森林の除染を効果的かつ柔軟に行うこと。
- ・ 生活圏として住民が日常的に立ち入る森林や、住居の囲い木等、住環境の一部となっているエリアは線量の低減化を図ること。十分に線量が低減しない場合は、フォローアップ除染の早期実施等を含めた対策を講ずること。
- ・ 被ばく線量低減に向けて、森林の再生を国、県、町で検討し、「里山再生モデル事業」を早期に推進すること。

④粉じん対策

- ・ これまでの研究成果から、通常の環境における粉じん吸入による内部被ばくへの影響はほとんどないと考えられる。しかしながら、建物解体作業に伴う粉じんの舞い上がりに不安を抱く住民が多いことから、解体作業を行う際には粉じん飛散防止対策を講じた上で、周囲への予告を行い、窓を閉める等の対策を呼びかけるとともに、必要に応じ、解体作業中の粉じんモニタリング、空間線量率の測定を行う等、対応をすること。

⑤避難指示解除準備区域及び居住制限区域に隣接する帰還困難区域の除染

- ・ 避難指示解除準備区域及び居住制限区域の宅地に隣接する帰還困難区域は、現時点において未除染であり、隣接する地域の住民が安心して帰還できないとの懸念の声が挙がっている。平成 28 年 8 月 31 日に、原子力災害対策本部による「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」が示され、帰還困難区域であっても、宅地に隣接する部分について対策を講じることが示されている。帰還に向け具体的な対処方針を示し、早期に線量低減に向けた措置を講ずること。

⑥除染未同意者への対応

- ・ 現在面的除染を進めているものの、未だに除染作業へ未同意の方がおり、除染作業が出来ていない場所がある。生活圏における被ばく線量低減及び地域の不安解消のためにも、国及び町が連携し除染作業への同意取得を進め、早急に除染作業が出来るようにすること。

(以上)

別添2

帰還困難区域の復興・再生に関する要望

浪江町は、放射線量の比較的低い地域の復旧を進めつつ、当該地域を復興の足掛かりとし、「オール浪江」での帰還を果たすことを最大の目標としている。したがって、帰還困難区域を含む全ての地域で、帰還への道筋をつけるまでの期間、住民に対する様々な形での生活再建支援が不可欠である。

一方、帰還困難区域への帰還の道筋を構築するのは、大きな困難と挑戦を伴う。特に、浪江町の帰還困難区域は、被災地全体の帰還困難区域の53%を占めるとともに、浪江町の町土のうち8割以上が帰還困難区域として存在しているのが現実である。

しかし、たとえ大きな困難と挑戦を伴うとしても、この区域の除染、インフラ整備を進め、避難指示解除を実現することなくして、浪江町はもとより福島県全体の真の復興再生はない。

上記認識に基づき、以下に掲げる事項につき要望するものである。

1. 基本的考え方

(1)復興・再生の道筋

・帰還困難区域の全ての地域を、たとえ長い年月を要するとしても、避難指示を解除するとの確固たる決意を明言すること。

・避難指示解除へ向け、まずは復興拠点の整備を行うため、除染やインフラ整備等のスケジュールを含めた計画を定めること。また、先行する復興拠点の整備計画を踏まえ、帰還困難区域全体の今後の整備方針を定めること。

・長期目標として、浪江町全域における、1ミリシーベルト以下の年間追加被ばく線量を実現するための取組みを継続すること。

(2)除染計画

・上記(1)を踏まえ、帰還困難区域の復興方針では、「地元自治体との協議の上で除染計画を策定する」と明言すること。

(3)復興拠点の優先的除染

・浪江町で検討している、復興拠点を中心とする「まちづくり」、「地域づくり」に際し、インフラ整備、生活環境整備等の公共的観点で行う除染を優先的に実施すること。

・復興拠点として選定されなかった地域については、除染・復興の中長期的な見通しを町、県、国で議論するとともに、国土、町土保全の観点から、除草を先行的に実施すること。特に農地については、長期に及ぶ管理不能により、水害防止機能など農地の持っている多面的機能が失われているとともに、イノシシ等野生動物による被害が顕在化していることから、早急な除草を実施すること。

・再生可能エネルギーの活用等、帰還困難区域の環境回復等に有益と町が判断する事業を展開する場合には、優先的に除染を行うこと。

(4) 避難指示解除準備区域、居住制限区域との境界

・避難指示解除が予定される区域に接する帰還困難区域は、帰還する住民の不安解消の観点から、付近住民の要望を踏まえ境界周辺の除染を行うこと。

(5) 森林除染

・浪江町全体の面積のうち約7割を森林が占め、その大部分が帰還困難区域に存在している。これら森林が、浪江町の地域住民にとっての生活圏であることを踏まえ、森林の放射線量低減に向け、除染を含めた技術の開発・実証等を、地域毎の実情にあわせて進めていくこと。

・里山再生のモデル事業を帰還困難区域内の森林において実施できるようにすること。具体的な実施地点については、地元自治体と十分協議すること。

(6) 河川・ため池

・河川、ため池及び周辺の線量が高い区域等については、浪江町の除染検証委員会、地元事業者、住民、専門家等の評価や意見を聞きつつ、対象となる場所に応じ、除染を含む効果的な線量低減の手法を確立すること。

2. 復興拠点に関する考え方

(1) 地区別拠点を中心とした復旧・除染

・浪江町の歴史的経緯を検証すると、旧六町村が合併し昭和31年に現在の形が完成していることから、依然として、社会的、文化的繋がりは、旧六町村ベースとなっている傾向が強い。復興拠点を形成する際にはこの点に十分留意する必要がある。

・帰還困難区域を、旧六町村ベースで俯瞰すると、苅野(室原)、大堀、津島の三地区

に大別できる。これらの地区は、震災前から独自の拠点形成をしているため、復興拠点をそれぞれの地区に形成すること。

・震災前における拠点形成の実態に加え、避難中に一時帰宅した際に、地域会合等の実施によるコミュニティ維持や、歴史ある行事を継続実施する重要性に鑑み、公民館、寺院、神社、墓地、学校等を中心とした拠点形成を行うこと。

・大堀相馬焼の里等、伝統的文化として保存・継承すべきエリアは、歴史的な重要性を踏まえつつ、将来的には集客拠点と位置づけることができるよう早期に整備すること。

(2)重要インフラを中心とした除染・復旧

①重要幹線道路

・以下に記載する重要幹線道路は、帰還する町民の生活を支える重要インフラであることから、必要な防犯対策を講じたうえで、特別通過交通制度を適用すべき。特別通過交通制度を適用することで、住民が頻繁に使う道路となることが予想されるため、優先的に復旧整備及び除染を行うこと。

・重要幹線道路は住民の通過・利用が予想されることから、道路のみならず、近接エリアの除染を実施し、重要幹線道路周辺における線量影響を最小化すること。

【重要幹線道路】

- ・国道114号線、399号線、459号線
- ・県道34号線、35号線(山麓線)、253号線(落合浪江線)

②農業用水路

・浪江町全域における農業再開を促進するため、帰還困難区域内に存在する農業用水路の整備・除染を優先的に実施すること。

(3)放射線モニタリング

・拠点及び重要インフラの整備等を進めるにあたっては、付近住民の不安を解消するため、放射線の空間線量の測定の体制強化等、万全のモニタリング体制を整備すること。

(4)拠点の位置・取組み

・具体的な拠点の位置や取組みの内容については、今後、浪江町内関係者との十分な協議の状況を踏まえ、国と町が綿密に調整していくこと。

(以上)